

第八十回 参議院農林水産委員会、内閣委員会連合審査会會議録第一号

昭和五十二年四月三十日(土曜日)

午後三時十八分開会

委員氏名

農林水産委員

橘 直治君
青井 政美君
鈴木 省吾君
粕谷 照美君
鶴岡 哲夫君
原田 立君
大島 友治君
長田 裕二君
梶木 又三君
後藤 正夫君
佐多 宗二君
坂元 親男君
菅野 儀作君
塚田十一郎君
初村滝一郎君
細川 護熙君
川村 清一君
工藤 良平君
対馬 孝且君
前川 且君
相沢 武彦君
小笠原貞子君
塚田 大願君
和田 春生君
喜屋武眞榮君

理事

野田 哲君
秦 豊君
源田 実君
世耕 政隆君
中山 太郎君
林 道君
八木 一郎君
山本茂一郎君
吉田 実君
大塚 喬君
片岡 勝治君
矢田部 理君
太田 淳夫君
峯山 昭範君
岩間 正男君
河田 賢治君
田淵 哲也君

出席者は左のとおり。

農林水産委員会

理事

橘 直治君

委員

鈴木 省吾君
粕谷 照美君
鶴岡 哲夫君
長田 裕二君
梶木 又三君
後藤 正夫君
菅野 儀作君
初村滝一郎君
相沢 武彦君
塚田 大願君
和田 春生君

内閣委員会

喜屋武眞榮君
増原 恵吉君
岡田 広君
野田 哲君
秦 豊君

理事

委員

委員

山本茂一郎君
吉田 実君
大塚 喬君
峯山 昭範君
岩間 正男君
河田 賢治君
田淵 哲也君
鳩山威一郎君
鈴木 善幸君
園田 直君
三原 朝雄君

国務大臣

外務大臣
農林大臣
国務大臣
(内閣官房長官)
国務大臣
(防衛庁長官)

久保 卓也君
渡邊 伊助君
伊藤 圭一君
大森 誠一君
宮澤 泰君
中島敏次郎君
澤邊 守君
岡安 誠君
間 孝君

政府委員

国防会議事務局
防衛庁長官官房
防衛審議官
防衛庁防衛局長
外務省アジア局
外務省条約局長
農林大臣官房長
水産庁長官
海上保安庁次長

防衛審議官
防衛庁防衛局長
外務省アジア局
外務省条約局長
農林大臣官房長
水産庁長官
海上保安庁次長

事務局側

事務局側

説明員

常任委員会専門 首藤 俊彦君
員 常任委員会専門 竹中 譲君
外務大臣官房外 井口 武夫君
務参事官

本日の会議に付した案件

○領海法案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業水域に関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)

〔農林水産委員長橘直治君委員長席に着く〕
○委員長(橘直治君) ただいまから農林水産委員会、内閣委員会連合審査会を開会いたします。
先例によりまして、私が連合審査会の会議を主宰いたします。
領海法案及び漁業水域に関する暫定措置法案、以上両案を一括して議題といたします。
両案についての趣旨説明は、お手元に配付してあります資料により御了承願うことといたします。

この際、政府側にお願いたしますが、質疑者の持ち時間は答弁時間を含めた時間でありまして、簡潔適切な御答弁をいただきますようお願いいたします。
これより質疑に入ります。

○野田哲君 まず農林大臣に伺いますけれども、漁業水域の二百海里について、政令によって除外する海域及び除外する外国人、これはどの区域あるいはどの国籍の外国人を除外することになっているのか、この点をまず伺いたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) いま御審議を願っております。

ります漁業水域法、これは本邦の沿岸基線からはかりまして二百海里の海域、もつと具体的に申し上げますと、基線から十二海里、これが領海でございます。領海の外百八十八海里、これが漁業水域と、こういうことに相なります。そういうことにいたしました。私どもは相互主義というものを考えておりまして、西日本の漁業の安定的な現在の操業秩序を確保するという観点からいたしまして、韓国並びに中国との間には、日韓漁業協定及び日中漁業協定が現在ございまして、非常に安定的に秩序ある操業が確保されておる、このことを大事にしたいと、このように考えております。したがって、韓国並びに中国がわが方に先んじて二百海里漁業専管水域をやらないうちから先んじては、わが方はこちらの方から考えております。そういうことに即しまして、この適用から除外する海域あるいはその当該外国人といふものを適用から除外しよう、というようにいたしておるわけでございます。

なお、具体的にはお手元に「政令規定見込」というのをお渡ししてあるはずでございますが、そういうことを考えておる次第でございます。

○野田哲君 外務大臣に伺います。
けさの情報によりますと、韓国側は日韓漁業協定を廃棄する、あるいはそれと合わせて竹島を向こうの呼び名では独島という表現を使っておりますが、竹島を含めた領海十二海里、そうして漁業水域二百海里、これを設定しようとしているというふうな情報がありますが、このような事態について外務大臣はどのように先方の事情を把握しておられますか、どういふ認識を持っておられますか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) わが国が二百海里の水域を実施することになりまして、隣接国であります中国、韓国、あるいは遠いところでありましても、オーストラリア等の諸国に通報をし、説明をいたしております。その段階におきまして、韓国といったしましても、日本側がどのよ

うな制度をしるのかという点にいま大変関心を持っております。見守っておるということが一つであります。韓国といったしましても、将来二百海里時代が非常に普遍化してくるという事態を踏まえまして、韓国としても二百海里水域問題についても検討を始めるということをお願いした次第でございます。最近になりまして、大陸だのの問題と絡めましてこれがいよいよと報道されておりますけれども、先方の政府がどのような対策を講じますか、まだこれはわが方が知ることはできないわけでありまして、現状におきましては、既定の線に従って先方は検討しておる、これがいろいろ言い伝えられておるのではないかと、いふうに理解をしております。

○野田哲君 いまの外務大臣の説明はきわめていいまいなんでしょうけれども、けさの日本経済新聞等の朝刊では、はつきりと竹島を基準に線引きをして二百海里の設定を近々のうちに推進すると、こういう報道が行われている。こういう報道といふのは、外務大臣の報告は、ちよつとこれはやはり認識に私はいさかいがあるのじやないかと、いふうに思うのですが、外務大臣のお答えになつたような形でその間延びをしたような状態ではないかと思うのですが、その点いかがですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 昨日の韓国の国会等でも大変議論があつたと聞いております。しかし、韓国政府がいかなる措置をとるかということはまだ何ら正式にも言っておりませんし、現在はいろいろ議論が行われているという段階である、このように考えております。

○野田哲君 農林大臣に伺いますけれども、先ほどの農林大臣のこの除外区域に関する、あるいは除外する外国人に関する説明、これがもし韓国側が十二海里、二百海里、これを竹島を基準にして線引きをする、しかもそれを当たつては日韓漁業協定を破棄すると、こういう状態になつてきたとするならば、先ほどの農林大臣の説明、これは大分趣が変わつてくると思うのですが、そういうことになつた場合には、一体この二百海里の

区域あるいは外国人の除外、こういう点についてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、韓国との間にはわが方の漁業水域法、この趣旨を十分説明もし、理解も求めておる段階でございます。私は、したがって、いまお話がございまして、また新聞が一部報道しておりますように、韓国側が二百海里漁業専管水域をやる、あるいは経済水域の設定をやる、こういうことを前提としたしまして、予断をもつてわが方として具体的にどうこうというのを申し上げかねますけれども、しかし基本的には相互主義でやる、相手がやる場合はこちらもやると、これが私どもの考えでございます。

○野田哲君 これは外務大臣並びに農林大臣に伺いたいと思うのですが、この附則の2項で特定海域五カ所を定めて従来の三海里に据え置くという措置をとつておられるわけですが、その理由として、一つは、国際海峡の通航制度について海洋法会議等で国際的な解決を待つ、こういう点、もう一つは、マラッカ海峡におけるわが国のタンカー等の自由な通航を確保することの必要性、この点を挙げておられるわけでありませうけれども、これは私は非常にこじつた口実ではないか、いふうに思わざるを得ないのです。わが国が特定海域五カ所の領海を三海里に据え置いた、このことについて、そのことを理由にしてマラッカ海峡あるいはマラッカ海峡の關係諸国が今後とも、わが国のタンカーだけは、わが国が国際海峡を三海里に据え置いているということで自由な通航を認めるといふ保証があるのですか、これは。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 海洋法会議の結論が最終的にいかになるかというところは、現在予断すべきではなからうと思つてございまして、けれども、単一草案等では方向がはば出てきておるところでございます。その過程におきまして領海を十二海里に広げる、その際に広げたために国際海峡が皆領海になつてしまふ、こういうことはい

わゆる海洋国——大量な資源を海外から運ばなければならぬという日本のような立場の国といつたしましては、より自由な通航を維持すべきである、一般の領海通航である無害通航よりもより自由な通航制度を確立すべきであるという主張をいたしておるわけでございます。そういう意味で、この海洋法会議の結論が出る前に沿岸漁民のためにこの領海を十二海里に広げなければならぬ、いふうな事態に立ち至つたわけでありまして、海洋法会議の結論が出るまで現状どおりにおくことが一番従来の日本の主張に合うところである、いふうなことでこのような措置をとらしていただいたわけでございます。

○野田哲君 外務大臣、確かにわが国が国際海峡について三海里に据え置いたから、わが国のタンカー等の通航についても他の国際海峡で自由な通航を保障すると、いふうな主張は国際海洋法会議等では主張の根拠としては成り立つかも知れませんが、これは少しこじつて過ぎるんじゃないですか。わが国がそういう措置をとつたからといって、シンガポールやマレーシア、インドネシア等が日本のタンカーだけはいつまでも自由な通航を保障しますよと、いふうな裏づけがあるわけではないでしょう。その点いかがですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 日本としては多くの海峡を通るわけでございまして、マラッカ海峡のほかにホルムズ海峡でありますとか、いろいろ通るわけでございまして、一番わかりいい例としてマラッカ海峡といふものを御説明のときに使わしていただいたということでございます。沿岸国がその国の恣意によりまして通航の制限をする、されることになりまふと、日本としては大変な利害關係を持つと、いふうなことでありますので、その点は御了承を賜りたいと思つております。

○野田哲君 時間がありませんからこれ以上その点触れませんが、農林大臣に伺います。
この特定海域五カ所について、附則において「当分の間」といふ表現を使つておられるわけですが、この「当分の間」といふことで附則にこう

いう措置をうたわれたということは、将来一定の条件が整えば全面十二海里にすると、こういうふうには解してもいいわけですか。

○国務大臣(鈴木重幸君) 先ほど来外務大臣が御説明申し上げておられますように、国連海洋法会議におけるいわゆる国際海峡についての議論というのは、一般の領海の通航、無害通航よりもより自由な通航制度と、そういう方向で議論が収斂をされつつあると、こういうことでございます。そこで国連海洋法会議の結論というものを私ども今後も注視し、これができた場合におきましてこれを尊重するという立場をとってまいるのでございしますが、それまでの間、当分の間現状のままにしていこう、こういう意味合いでございまして、国連海洋法会議の結論がいかに出るか、その時点におきましてこの「当分の間」という問題につきましても政府としても方針を決め、国会にもお諮りをしなければならぬと、このように考えております。

○野田哲君 外務大臣に伺いますが、この国際海洋法会議で国際海峡についてより自由な通航についてのコンセンサス——合意が成り立つ、こういう状態になって、日本においても特定海域三海里で据え置いた状態というものを十二海里に線を引き直してもいいと、こういう状態になったとした場合に、核搭載の潜水艦等の通航はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 海洋法会議の結論がどのような形で最終的に決着を見るかということにこの問題はかかってくるであろうと、こう思うわけでございます。しかし、日本が非核三原則を堅持すると、こう申ししても、これは日本といましては権限の及ぶ限りにおいてこの非核三原則を堅持すると、こういうことであるかと思うものでございまして、日本の権限が国際海峡の通過に對してこれを阻止するような権限のあるような通航方向が出るのかどうかというところにかかってくることであらうと、このように考えているのでございます。

○野田哲君 時間がありませんので残念ですけれども、余り深い議論ができないのですが、結局今回の措置というのは、先ほどの御意見もありましたけれども、やはり私どもとしてはこの十二海里の線引きにしても二百海里の問題にしても、きわめて暫定的なものであるか、問題を後に残したという措置をとられている、この懸念を消すことはできないわけですか。特に、この領海十二海里の問題については特定海峡を設定された、こういう点については、これはいろいろ将来の国際海洋法会議の結論に待つということや、あるいはマラッカ海峡等の理由がつけられて、特定海域を設定をして三海里に据え置いたということ、結局これは非核三原則の特例を設けた、こういう理解にしようと思えないという点を指摘をしておきたいと思うのです。

引き続いて防衛庁に伺いますけれども、新聞等の報道するところでは、防衛庁は領海法に對する防衛庁としての見解を取りまとめて関係閣僚會議へ提出をした、こういう報道がされておりますが、防衛庁はどのような意見をこの領海問題について出されたわけですか。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、ただいま領海法準備に当たって関係閣僚會議に防衛庁の意見をまとめて出したというように記事があったというところでございしますが、全然事実無根なものでございします。私も関係各省庁においてこの問題が研究されます際には、関係各省庁の担当事務局長がそこに集まりまして、各省の意見を打ち寄せて最終的に政府意見をまとめるという方針で審議が進められたものでございまして、防衛庁が特に意見を初めから設定をしてその會議に臨んだという点においては誤り伝えられたものではないかと、こう考えておるのでございます。

○野田哲君 私は、根も葉もない報道とはどうしても考えられないのです。あれだけ一章、二章、三章と、こういうふうにして枚数がどの部分に一番ウエイトが置かれていたか、ここまで報道されているわけですから、何らかのものがあつたんじゃないかと思うのですが、あつたかなかつたかは別にして、見解を持つて関係各省庁の會議に出られたと思うのです。その意見がなければ聞かしてもらいたいと思うのです。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、大体その当時の防衛庁の見解をいたしましては、第一には領海三海里が十二海里に拡大されることにつきましては、防衛的な立場からこれは賛成であるというところでございします。

なお、次には特定海域、要するに国際海峡というふうなもの設定されるわけでございますが、当時、海峡は六十数海峡というふうなものがあつたわけでございます。私からもそういうふうな現状のままだとすると、三海里にする特定海域なり国際海峡というふうなものは数が少ない方が結構でございます。そういうふうな意見を持つてまいりましたことはございします。私からもそういう点で研究の結果を、そういう点を申し上げるべきであらうという点を指示をしたことがございします。

○野田哲君 防衛庁長官はこの二百海里の制定という問題について、あるいは十二海里の問題に關連をして、自衛隊法八十二条の改正、それと武器使用の制限の緩和について部内に法制的な検討を命じた、こういう報道、情報等がありますが、この点いかがですか。

○国務大臣(三原朝雄君) いまお尋ねの新海洋時代に對しては防衛庁としての考えでございしますが、私も現在は現在の法体系下におきましては、海上保安庁が一般的には海上の警備をいたしておる、それに対して私も積極的な協力をいたしてまいっているわけでございます。現状の特に漁業水域二百海里の問題については、いま申し上げますような現在の体制の中で、特に有事の際、特別必要がある場合には自衛隊が動出をするということがございしますけれども、平時におきましては、いま申し上げますような私は現体制で結構で

はないかというような考え方を持っておりますので、武器使用なんというふうなことは全然そういうことを考えると、研究したというふうなこととはございしません。

いま申し上げましたように、そうした現在のやつております海上警備に對して海上保安庁に協力をいたしておるのを、もっと現在の法体系の中でわれわれは何ができるかというふうな点について検討を命じたことはございしますけれども、それ以上出たことは、特に自衛隊というふうなものがそういう点に動出をするという点に自衛隊が非常に戦争につながるというふうなことは慎重かつ冷静に對処すべきであるという態度、方針のもとに對処いたしておるわけでございます。

○野田哲君 一応現行法体系の中で、こういうことで理解をしておきたいと思ふんですが、最後に外務大臣に今日の見解を承つておきたいと思ふんですが、私は予算委員會で昨年のミグ戦闘機の外務省なりあるいは防衛庁なりのとつた態度が、つまり日本独自の措置でなくて、アメリカの軍関係者と提携をして解体をして、その情報をアメリカに提供した、このことが今日、日ソ間の問題に一つの障害になつてゐるのではないかと、こういうことについて指摘をしたわけですが、当時外務大臣としては、あの措置は間違つておりませんと、外交、國際的にもソ連との間に何ら支障は起こつてゐると思はないと、こういう答弁があつたわけですが、その後超党派で國會から議員団を派遣して議員団に提起をされてゐる。こういう点からして、私はやはり当時指摘をし、あるいはあのミグ問題が起つた直後に、内閣委員會で、あの措置については日ソ間に禍根を残すのではないかと、こういうことを、当時の坂田防衛庁長官等にも、私も私どもは指摘をした経過があるわけですが、今日でも外務大臣としてはあの措置は日ソ間の交渉には何ら差し支わりはない、当然の措置であつた、こういう認識をお持ちなんです。

○國務大臣(鳩山威一郎君) ミグ戦闘機の事件につきまして、予算委員会でも御指摘があったことをよく覚えております。わが国といたしまして当時の措置をいまだとやかく申し上げるのには適当でないかもしれませんが、いろいろな会議におきまして先方が、いろいろな抽象的な表現ではあつたかと存じますが、その点について話題として話し合いの中に出ておるといふことは、当然この昨年のミグ戦闘機、これはまことに不幸な事件であつたと。その事件が今日におきまして日ソ間の友好関係に對しまして何らかの好ましからざる影響を与えたといふことは、当然想定されるところでございます。私もいたしましては、日ソ間の友好関係の改善を極力努力をして図つてまい、こゝういふ態度で臨みたいと、こゝう思つております。

○釜山昭範君 初めに、十二海里領海法を國際的に認知させるためにはどういふ具体的な処置をとる必要があるのか、この点について伺います。

○説明員(井口武夫君) これは外交チャンネルを通して関係国に周知徹底させる予定でございますし、それからまた各国領海の幅員の拡張については、國連にも通報して、そこで各国に通知するという手続もつていられる場合もございます。

○釜山昭範君 それは直ちにできるわけですか。要するに日間的には期間が必要なものなのか、あるいは通知してそれで終わりのものか。すぐできるものなんでしょうか。

○説明員(井口武夫君) これは発効の日取りを決めまして通知するわけでございますが、別に何日前にしなければならぬとか、そういうような手続が確定しているわけではございません。

○釜山昭範君 それだけ前提にしておきます。そこで、先ほど防衛庁長官、防衛庁のいろいろな問題についての問題でございますが、これは私は、まず一つは先ほどの発言の中で、海上自衛隊が、領海が相当広がるということで防衛庁は一体これに對してどういふように対処していくのかという

問題について、第一次的には海上保安庁に協力をする、こゝういふことなんでしょうけれども、これは海上保安庁に協力するといふのは、自衛隊法で言うところの何条の行動に基づいてのことになるんですか。

○國務大臣(三原朝雄君) 自衛隊法百一条の海上保安庁と緊密な連絡をとるといふ項がございますが、その項だと思います。

○釜山昭範君 それでは、先ほど海上自衛隊の行動のいかんによつては戦争につながるという発言を防衛庁長官はいたしました。これはどういふことですか。

○國務大臣(三原朝雄君) 海上保安庁の云々という項で申し上げたのでございますが、例の八十二條の項でございますが、この点などもきわめて厳しい実態条件のもとにやるわけでございます。そういうことで、自衛隊がそうした海上一般警備に平時の場合に出ていくといふことは、これは徹底的に慎重な態度でいふ姿勢であるわけでございます。有事の場合に出る場合におきましても厳しい枠組みがあるわけでございますので、そうしたことを考えてまいりますれば、自衛隊の、特に海上自衛隊の出動等については、厳しい私は判断のもとに立たねばならぬといふことが、いま申し上げましたように、そうした戦争につながるおそれがあるという立場から戒められたものであるといふことを申し上げたところでございます。

○釜山昭範君 ということは、八十二條のいわゆる発動ですね、これは要するに平時では考えられないことである場合と、こゝういふふいふな解釈で

○國務大臣(三原朝雄君) これは、いわゆる有事といふことにはならぬと思ひます。平時におきましても、海賊その他不法な船舶が横行するといふような事象が起ると思ひます。そういう事態においても、先ほど申しますように厳しい枠組みの中で行動することになりますといふことでござい

○釜山昭範君 大臣、先ほどの答弁といまの答弁

は十分違うんですね。これは要するに八十二條に對する防衛庁としての考え方ですね、これは基本的にどういふふうな解釈をしていらつしやるわけですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 八十二條につきましては、自衛隊法ができましたときにいわゆる暴力的な不法行為、普通の不法行為の取り締まりといふものは海上保安庁がやりなすとして、継続的に暴力的な不法行為がある場合、たとえて言へば、海賊なんか横行して日本の船の生命財産が危ういといふような場合に、特に必要がある場合にこゝういふことで、この必要性を総理大臣の承認を得て長官が発動するということになっておりますので、これはある意味におきまして、実力を持つております自衛隊の行動といふものに対して、厳しい制限があるものといふふうな私どもは考えているわけでございます。したがしまして、いままでいろいろな海上における不法行為があつた場合にも、この条項によりまして警備行動といふものはとられておりません。したがしまして、治安出動に近いような状況のもとでこの警備行動がとられるものといふふうな解釈しているわけでございます。

○釜山昭範君 としますと、今回のいわゆる十二海里、二百海里法の制定に伴つて、結局、海上における警備行動といふこの八十二條の発動は一般的には考えられないと、こゝういふふうな解釈してよろしいですか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは十二海里の領海、それから二百海里の漁業水域ができましたといふふうには考えております。

○釜山昭範君 これはやはり私は、八十二條の法の精神はそういうことでございすけれども、八十二條を読みますと、「海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合に」といふふうになっております。これは今回の領海法に関する場合は発動しないといふことではございす、これは実際問題これだけ広

がった領域を保全する、あるいは漁民の皆さん方が安心して操業する、そういうふうな問題に對して、これはただ単に自衛隊が百一条で海上保安庁に協力するといふ中身ですね、どの程度、どこら辺まで協力できるのか、あるいは自衛隊として一体何をやるのか、これは要するに従来の三海里のときとどういふふうな具体的に変わってくるのか、これはどうなんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) その点につきましては、大臣からの指示もございまして私どもも研究をいたしました。で、現在やつておりますのは、御承知のように海上自衛隊、航空自衛隊は単に領海、領空の中だけで訓練をやつてゐるのではありません。公海上に遠く出まして訓練をやつております。したがしまして、その訓練の行き来、あるいは訓練をしている状態のもとで特異なあるいは不審な船舶の状況がございまして、直ちに海上保安庁に連絡をいたすといふことが従来からやつておることでございます。さらに、今度非常に広い海域になりますので、あるいはよその国の漁船が不法な漁業をやつてゐるといふようなのは、ある意味では日本の漁船なんかが一番早く知るのはないかといふ気がいたします。そういう場合に、当然海上保安庁の方に報告がございました場合に、海上保安庁の方から、その実際の状況を把握してもらいたいといふような要請がございましたならば、私もには航統距離の長い対潜哨戒機もございすし、また急速に行つて偵察できるファントムという偵察機もございす。したがしまして、そういうことによつて御要請におこたえすることができるとはなからいふふうなことを考えております。

さらにまた、先ほど海上保安庁の方からる御説明がございましたように、とりあえず現体制で臨むといふことになれば、それぞれのいわゆる漁業区域といふようなところは、二百海里の中でもある程度多くの魚がとれる場所といふのはわかるのではないかと思ひますが、そういうところにと

たとえは巡視艇を重点配備しましたようなときに

いま防衛庁の方との関係でございますが、これも現在防衛庁との間におきましては密接な連絡は保っております。領海違反の領海内での無害でない通航についての情報の提供などに付きまして防衛庁から協力をいたしておるわけでございますが、今後この二百海里という広い海域になります。

○峯山昭範君　その追跡権というのは二百海里の外、いわゆる公海にまで及びますか。

んのもう一点だけお伺いをしておきます。

と、世界の海を対象にもつといろいろな角度から

るいは養殖する漁業、それだけではもう間に合わなくなってきたのではないか。そういうふうなものが今回の対ソ漁業交渉等にもいろいろな角度からあらわれてきている、私はそう思います。そういうような意味でのいわゆる調査研究というものの対して、これはやはり国を挙げて研究開発あるいはそういう国際的な協力調査というふうなものが必要になってきているのではないか、こういうふうに思うのですけれども、この点どうですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 御指摘の点は、確かに思っています。そこで、先般の閣議におきましてその問題が提起されました、今後農林省、科学技術庁、環境庁、運輸省その他の関係省庁で閣僚会議を開き、またその下に事務当局等におきまして連絡機関をつくってそういう方面に力を入れていこう、こういう点を閣議でも取り上げた次第でございます。今後一層努力をしていかなければいけない、このように思っております。

○峯山昭範君 それでは、もう一点だけ伺いをしておきます。

先ほど韓国の二百海里漁業専管水域の設定の問題について質問がございましたが、これは実際問題として、農林大臣は先ほどから相互主義である、こういうふうな御答弁なさっていらつしやいます。現実の問題としてこの法案が通過いたします。その後やはり韓国としても、これはやはり二百海里という問題は重要な問題であると思ひます。そうしますと、やはり二百海里専管水域を設定するということは、もう先ほど外務大臣の答弁でも韓国の国会で議論になっているというところでございます。近い将来やはり何らかの対処をしていくんじゃないかと、こういうふうな思ひをしております。

○国務大臣(鈴木善幸君) まだ韓国の公式な方

針、態度表明というものがなされておられません。しかし、このわが方の二百海里漁業水域法、これは本邦沿岸沖合い全域に設定をされるわけでございまして、相手国がやらない場合にはそれを適用を除外すると、こういうことでございまして、相手国がやるとする場合に直ちに政令によつてこれに対処する、このように考えております。

○峯山昭範君 その場合、漁業協定との問題はどうか。韓国との漁業協定は一九六五年に締結されていまして、それで、この漁業協定というものはあれでしょう、やはり廃棄通告後一年後に失効すると、そうなりますね。そういうふうな場合、この二百海里の効力とかそういうような問題との絡みはどうなりますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 一方的に漁業協定を廃棄した場合には一年間有効でございます。しかし、そうでなしに、締結国両国が合意をして行う場合におきましては、合意と同時に廃棄されることになるわけでございます。恐らく合意をするというところに当たりましては、日韓なり日中の漁業協定というものをいかに、一部変更するにいたしました。基本的にはそれを存続すると、そういうことで協定の改正、まあ改正といひます。訂正といひますか、そういうような交渉も当然私はやらなければいけない、このように考えております。

○峯山昭範君 それはそのくらいにしまして、今回の海洋二法案が通りまして、西日本海域が二百海里の漁業水域の適用から除外されているわけですが、この場合、そこにソ連の漁船が入り込んできた場合には、政府としてはこれはどういうふうな処置をされるわけですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) いまのところそういうことを、現実のものになるかどうかということを考えておりませんが、もし不幸にしてそういう事態になりますれば、これは当然海域を指定し、また当該のその漁船に対しましては漁業水域法が適用になるように措置してまいると、こういう考え

であります。

○峯山昭範君 その場合、たとえば海上保安庁なんかは具体的にどういうふうに対処していくわけですか。

○政府委員(岡孝君) これは今後の日ソなりの国家間の話し合いで決まってくる問題だろうと思ひますが、この新しい漁業の専管水域に関する暫定措置法が適用になれば、それによつて当然取り締まるということになると思ひます。

○峯山昭範君 農林大臣、実際問題そういうところまで話し合う余地があるんですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) これは、現在交渉しておりますのは、ソ連の二百海里漁業専管水域の中にわが国の漁船が伝統的な実績に基づきまして操業をさせてもらう、そういうことでいま交渉がされております。しかし、いま御審議を願つております漁業水域法というものができますれば、二カ月の間に実績を持つておるソ連漁船がわが国の沖合いで操業したいという要請があります場合は、わが方としては一定の条件、一定のクォータ、そういうふうなもので操業を認める、そのための今度は漁業協定というものを結ばなければならぬわけでございます。そのときの問題になるわけでございます。

○峯山昭範君 もうすでに時間をオーバーして、すでに質問があとと思ひますけれども、これはもうすでに質問があったと思ひますけれども、日ソ漁業交渉の、あのいわゆる日ソ漁業条約を破棄するといひやつですね、きょうの新聞で報道された分ですが、これは当然前々からそういう意向があったといひことで、農林大臣驚いてないといひことですけれども、これは実際問題私には大きな問題だと思ひます。この点、この点についてはどうお考えですか。この点、一遍大臣のあれをお伺いして、私の質問を終わっておきたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) これは三月に私訪ソをいたしました際に、ソ連漁業省の首脳部からそういう方針を持つていてという示唆を受けておるわけでありまして、わが方としては、当然近々のう

ちになされるであろうということをお願いいたしておたところでございます。これはわが方が二百海里水域法をやつたからとか、あるいは領海法を新たにやつたからとか、そういうことに起因しておるものではない。アメリカも二百海里漁業専管水域を設定いたしますと同時に、ICNAFあるいは北太平洋漁業条約、日米加の漁業条約から脱退をいたしておるわけでございます。脱退をして、条約の制約を受けないでその専管水域内におきましては主権的権利を行使しよう、こういう方針でアメリカもやつておるわけでございます。私は、そういうぐあいに受けとめておるわけでございます。

○岩間正男君 最初に伺ひますが、宗谷、津軽、大隅などの五海峡の三海里凍結のねらいですね。これは第一に、国連海洋法会議の大勢が国際海峡の自由通航に傾いていっているのを見越して、それに横滑りすることを考えているのではないか。第二には、非核三原則や安保条約との関係で、従来どおり核積載艦などの自由通航を認めるためではないか。こういうことは、事実上いままでの審議の中でこれは明らかにされてきたと思ひます。

そこで私はお聞きしますが、一九六八年、これは領海条約に加入した際でありましたけれども、日本政府は政府見解というものを公表した。その中で、常時核積載艦の領海通航を認めずという態度を打ち出したわけでありました。今度の三海里の凍結の問題、これとは非常にこれは矛盾をするわけですね。この問題についてどう考えられるか、お聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(中島敏次郎君) お尋ねの点につきましては、昭和四十三年の政府の統一見解は依然として維持されるかと、こういう御質問だと思ひますが、この点につきましては、従来いろいろの委員会において政府首脳から御答弁がございましたように、今回領海を十二海里に拡張するに当たつてもこの統一見解を変えることはないといいことでございます。また、いまのお尋ねの特定海峡との関連につきましては、特定海峡は現状を凍結をい

たしますので公海がそのまま残るといふことでございすので、この統一見解との関連の問題は生じてこない、こういう関係でございす。

○岩間正男君 時間がないので端的にこれはお答えを願いますが、結局方針は変えないと、こういうことなんですね。それなら、それを努力しなくちゃならぬと思ふんですね。これはちょうど第三次の国連海洋法会議第二期、つまりカラカス会議でありまして、マレーシア、モロッコ、オーマン、イエメンの発展途上国の四カ国が、核兵器や原子力船の海峡通航を厳しく規制する、このような提案を行った。また国連海底平和利用委員会、ここでもキプロスやマレーシアなど八カ国が同様のこれは提案を行っているわけです。このような情勢を考えますときに、世界でただ一つの被爆国である我が国が率先してこれらの提案を取り上げて、その成立に努力するのは当然のことと思ふんです。また、国民大多數の要望もここにある。政府は、国連海洋法会議が間近に開かれますけれども、これについてどんな一体対処をするのか、はつきり御答弁願いたい。先ほどいろいろ国際情勢とか、国際的協調の何とかというように述べておられますけれども、かつて決定した政府見解の線では努力をするのかしないのか、この点をはつきり答弁を願いたい。

○政府委員(中島敏次郎君) ただいまのお尋ねにありました無害通航に関する統一見解につきましては、先ほど申し上げましたように、わが国としてはこれはこれを今回変更することは考えていないといふことでございまして、海洋法会議におきましてもこの統一見解を体しながら海洋法会議に臨むといふことでございす。また、なおいわゆる国際海峡の通航制度の問題につきましては、先生御指摘のようないろいろの点があったことは事実でございますが、これは会議の初期の準備段階において行われたものでございまして、そのような考え方がつきましては必ずしも多數の国の賛成を得ることができず、いま海洋法会議の審議のたたき台になっております非公式第一草案において

ても、その考え方は取り入れられていないというのが実情でございす。

とこれは政府見解では、常時核装備艦の領海通航を認めずと、もう決めているんです。それを無害通航よりもっと緩い条件で主張しているもの、というところは、これは全く政府見解そのもののこれは怠慢ですね。こういうことは私は許されなと思うんです。

長官の発言は、直ちに副長官から報告がございまして、そこで副長官から出された速記録を拝見したところ、確かにいまおっしゃいましたとおり「あらゆる国際会議において核兵器絶滅のことは主張すべきである」と、しかしその後言葉が統一しておりまして、「一定の船の海峡通過の問題については海洋法会議の結論」云々という発言がございまして、核廃絶についてはあらゆる機会に主張すべきであるけれども、海峡通航の問題についてはいろいろ問題があるから海洋法会議の結論を待ってと、こういう趣旨の発言をしたと、こう言っております。しかし、いづれにいたしましても、誤解を受け御指摘を受けるような発言を討論会でいたしましたことは、十分注意すべきであると思っております。

○岩間正男君 時間がありませぬ。政府委員の答弁、これが必要のときはいいですけれども、やっぱり政治的なこれはいま追及をしているわけですから、外務大臣、これははつきり答えてもらいたいんです。

とところが、四月二十一日に衆議院の農林水産委員会ではが党の正森議員がこの問題について質問しました。ところが同副長官は、これは核廃絶一般のことを言ったのだと言って前言を翻してしまつた。これは明らかに食言だと私は思ふんです。そのときの録音は、これは間もなくNHKから出版されますから、はつきりするのですが、われわれこの速記録も用意してきております。ここにございす。そうすると、これは大変な重大な問題じゃないか。政府の不統一だ。不統一がここにございまして、そういうことでしょ。私は、核廃絶一般のことなんか聞いているんじゃない。これは速記録で具体的にやれば明らかです。私の発言は、まず政府見解について、さらにカラカス会議の四カ国提案に言及して、政府の責任で国連海洋法会議で努力することを求めたものなんです。抽象的な核廃絶一般などについて質問したものでないことは、はつきりこの速記録が物語っています。

○岩間正男君 だから食言だと言っているんです。それなれば速記録を読み上げなければなりません。「私は「持ちこたえ」原則を貫くためには、当然、岩間先生がおっしゃる通りに国際会議でも主張しなきゃならん。ただし、それじゃその船を停止させて実態をいよいよ検閲して通すか」といふことになってくると、ここが国際会議上の問題になってくると思ひまして……」となつていふ。そりゃあ、おっしゃる趣旨のことを努力するのは当然のことです。ですから海洋法会議でそういう核兵器絶滅、これはカーター政権も言っているんですからそれにあわせて、あい呼応してそういう主張は強くないですか。これがわれわれの録音を起したところの速記録であります。核廃絶一般の問題なんか言っているのではない。そういうことにも触れていまして、こう言っている。具体的な事実なんでありませぬ。

○岩間正男君 大体そんな答弁で満足すると思つてゐるんですか、国民は。そうでしょう。ちゃん

とこれは政府見解では、常時核装備艦の領海通航を認めずと、もう決めているんです。それを無害通航よりもっと緩い条件で主張しているもの、というところは、これは全く政府見解そのもののこれは怠慢ですね。こういうことは私は許されなと思うんです。

○岩間正男君 時間がありません。政府委員の答弁、これが必要のときはいいですけれども、やっぱり政治的なこれはいま追及をしているわけですから、外務大臣、これははつきり答えてもらいたいんです。

○岩間正男君 時間がありません。政府委員の答弁、これが必要のときはいいですけれども、やっぱり政治的なこれはいま追及をしているわけですから、外務大臣、これははつきり答えてもらいたいんです。

○岩間正男君 時間がありません。政府委員の答弁、これが必要のときはいいですけれども、やっぱり政治的なこれはいま追及をしているわけですから、外務大臣、これははつきり答えてもらいたいんです。

○岩間正男君 時間がありません。政府委員の答弁、これが必要のときはいいですけれども、やっぱり政治的なこれはいま追及をしているわけですから、外務大臣、これははつきり答えてもらいたいんです。

は、外務省の態度はいまいじやないですか。無害通航よりもっと緩い形でなんとか、腹にしまっておきましてなんとか、そうして一回でもそれを本場に本気になって国民の立場に立つて、国民の要望にこたえるためにこれは核積載を国際海峡通過をやめさせるためにそういう努力をする発言をされましたか。していないじやないですか。その点どうですか。私はそんな不統一じやだめだと思ふんです。政府はどういうふうにはこれは処理されるのか、官房長官の御見解を伺いたい。

○国務大臣(岡田直君) いまの問題は、外務大臣からもしばしば言っております。非核三原則はわが国にとつては重要な政策でありますから、あらゆる場合においてこれを主張する義務があるわけでありまして。海洋法会議においても、わが代表団はこれを念頭に置いていろいろ努力をしておりますところでございます。しかし、国際海峡通過に際しては航行の自由ということ、それから特に沿岸六カ国が提案しましたことにつきましても、わが国はタンカーその他の特別の船舶の通航がございまして、この方面から反対をしておるところでございます。そういう面から、国際海峡通過については海洋法会議において悩みもあるし議論されるべきところである、こういう点は塩川君ははっきり言っておるようでございますので、ただ言い方のニュアンスが、誤解を与えるような発言であったかも知れぬと心配をしております。

○岩間正男君 それは誤解を与えるニュアンスの問題じゃないので、もう時間の関係からこれは全部読んでやるわけにはいきませんけれども、いままでも塩川副長官にはつきりこれはただしておるわけですね。そうして海洋法会議も間近に開かれるとで、実際に、具体的に積極的にあそんで努力するかどうかということが今日問われているんです。ことに、このような年度の十二海里法案の中で三海里の凍結の問題をやった、そういう中で一体政府の態度はどうなんだ、国民はいま本場に注視し

ているんです。そういう中で問題ですから、当然私は、積極的に政府はこれを取り上げて発言をして努力をするのかどうか、あるいはいま言ったようなあいまいな答弁でごまかすのか、このことが問われているわけですね。この点について政府の統一見解というものを、これは官房長官ですからも明確にやっぱりされる必要があると思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 塩川官房副長官の御発言も、私も速記で承知をいたしております。しかし、核の廃絶という問題、これはカーター新大統領も……

○岩間正男君 言っていないですよ。

○国務大臣(鳩山威一郎君) いや、おっしゃっております。塩川副長官は、それでこれはカーター大統領も主張しておられるので、これは本場の理想でございます。その理想を日本としては唯一の被爆国として主張すること、これは日本としても大いにあらゆる機会に主張すべきであらうと思ひます。しかし、現実の領海通航を今日この段階でどうするかというところでございまして、これは日本としてはいま最大の関心は、世界じゅうの海峡をこれ一般の領海通航よりも、いわゆる無害通航よりも自由な通航を日本としては確保いたしたい、これが相合的な利益に沿うゆえんである。その趣旨は塩川副長官も私もよく読んでおるわけですね。何ですか、よく読めばそういう理解なんですよ。国連海洋法会議はあらゆる会議に入らないのか、具体的にそれをいま聞かしてくださいます。入らぬのですか、入るのですか。端的に言ってください。入らない。

○国務大臣(鳩山威一郎君) それはあらゆる機会におきまして理想として申し上げる、こういうこととでございます。今日核兵器の全廃が即刻実現できるといふようなそのような情勢にないことは、これはもうどうなても御理解いただけたところではあるまいかと、こう思ひます。

○岩間正男君 これが政府の態度なんだね。統一見解としていいですか、官房長官 そんなことでもう閣内だって不統一なんだね。そうしていま外務省はあくまでこれは強硬で、この点は通航の規制を何とか自由にして自由通航の方向、無害通航に何とか緩和してなどということ今度までかり通ろうとしておる。

私はここでお願いしておきますが、きょうでは無理だろうが、いままでそういう発言を政府がしたかどうか、これは記録を出してください、あつたら。これは公式な発言の中で日本は本場にこの政府見解の線で発言をしたことがあるかどうか、これは資料としてぜひ出してほしい。いいです。これはぜひ後で確認しておきたい。一言で言うてくだされば、出さぬか。

○政府委員(中島敏次郎君) この点につきましては御理解いただきたと思ひます。現在の国連の海洋法会議は各国が公式の一般討論というものをやるといふような会議ではなくて、全く議事録もとらず、非公式な会議ということで議論を積み重ねておられますので、発言の記録というものはカラカスにおける会議を除きましてないわけでございます。カラカスにおきまして……

○岩間正男君 じゃカラカスの会議の記録の中にあるかないか、これを出してもらいたい。あるんですか、ないんですか。

○政府委員(中島敏次郎君) カラカスにおきましてそのその関係部分に関するわが方の小本曾大使の発言は、非核三原則ということをそういう言葉を出して表現しているわけではございませんけれども、その点を讀ましていただきますと「海上貿易に依存度の高い海洋国家として、我が国は海上、特に国際通航に使用される海峡を通ずる国際交通制度は出来る限り航行の自由を確保するものであることが不可欠と考える。しかしながら我が

国は国際海峡問題に関する利害の調整についての特別な必要性を認識している。航行の自由を確保する一方、海洋法会議は同時に汚染の防止及び安全通航等の沿岸国の正当な利益にも適切に配慮すべきである。同時に我が代表団は当該沿岸諸国の安全保障の問題に適切な考慮が払われるべきとの見解を有している」と。この関係が、要するに沿岸国としての安全保障の問題を十分考えなければならぬという立場を表明したものでございまして、以下具体的な問題の討議にその後の会期において入っております、こういう状況でございます。

○岩間正男君 かくのごときものです。こういう答弁で国民を本場に納得させることができるかどうか。国民は、もつとこの問題についてはっきりした政府の態度を要求しているのです。だから私は、いまの政府は統一見解をこれは明確にしません。こういう問題は了承することはできません。今後追及したいと思ふんですけれども、とにかく政府は一步前進すべきだ。とにかく間近なんだ。もうその中ではつきりこれは主張しなけりやならぬでしょう。そうして、三海里凍結というもの底意がはつきりしている。そういう中でまたあまい態度をとって、実際は自由通航の方に道を切り開くという、そういう下心でやられてる外交については国民は了解できないのです。次に、私はお伺いしたいのですけれども、この二十五日の衆議院連合審査で防衛当局ですね、これは五海峽のいわゆる特定海域の防衛について、「有事の際の治安、防衛行動は、自衛隊法で対応行動がとれる」と。この場合の「自衛隊の行動は、わが国の安全上、必要な範囲となるわけである(特定海域における外国船舶の)通航が侵略の大きな要素であれば、実力阻止は可能だ」という趣旨のことをこれは述べられたと報道されておりますが、このようなことは間違いないと思ふんです。これも時間非常に制約されておりますから、端的にお答え願ひたい。

○政府委員(伊藤圭一君) 有事の際の自衛隊の行動というのが領海の中に限られたものではなく

て、自衛に必要な範囲で公海上に及ぶということ
を御説明した中で、そのようなことをお答えした
と思っております。

○岩間正男君 この点が、非常に今度の質問の中
で重要な問題じゃないか。これらの発言は、領海
十二海里や漁業水域二百海里の設定、こういうも
のをきつかけとして自衛力の強化につながるおそ
れが非常にあるんじゃないか。午前中の質問でも
わが党の安武議員が指摘しましたが、経団連の防
衛生産委員会がこういう事態の中で海上防衛の強
化についてこれは提言をしておる。こういう事態
からも考えて、非常にこの点は今後問題になるこ
とです。これについてそのような事態がないとい
う、そういうふうにおっしゃるなら、歯どめと
してはどう考えておられるのか、この歯どめにつ
いてお伺いしたいのです。

○政府委員(伊藤圭一君) 先生の歯どめという御
質問でございますが、自衛隊におきましては、三
海里のときも同じような御答弁を申し上げており
ますし、十二海里になったからといって特に新し
い内容のことを申し上げたわけではございません
ので、従来からの防衛力整備の考え方に立って今
後整備してまいりたいというふうに考えておりま
す。

○岩間正男君 もう一つは、大体自衛の範囲の問
題ですけれども、これがずっと安保改定当時から
変わってきておるわけですね、そうでしょう。こ
れは、ちょうど六〇年の安保のときのここに岸さ
んの自衛の範囲についての答弁がございます。日
本の自衛のために必要な線を領土以外に拡大し
て、そこが武力攻撃を受けた場合においても自衛
権が発動するものではない、こういうふうにお答え
している。これが最近では、外部からの武力攻撃が
ある場合、わが国の防衛に必要な限度において、
領土、領海、領空においてばかりでなく、周辺の
公海、公空においてこれに対処する云々、こうい
うふうには変わってきている。情勢の変化に
応じて今後自衛隊の行動範囲がこれはどこまでも
広げられる危険がないか、この点を国民は心配し

ているのです。一方では、領海十二海里の設定や
あるいは二百海里漁業水域の設定によって、外国
船が、漁船が入ってきた場合のこれに対する対処
のことも心配しておると同時に、自衛隊がこうい
うものにいわば乗っかって強化されることを非常
に心配しているわけなんです。この点について歯
どめという言葉で言ったわけでありまして、これ
は防衛庁長官、どのようなあなたのこれに対する
対処の仕方を持っていられるか、はっきりお答え
願いたい。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたします
が、再三申し上げておりますように、この新海洋
体制がしかれまして、あくまで海上の警備は一
般的には海上保安庁が任務としてやられるとい
うこととさせていただきます。特別に必要な場合に限りま
しては海上自衛隊が出る場合もあるわけございま
すが、このときもこれはあくまでも総理大臣の承
認を得て出てまいるわけでございます。

なお、歯どめにつきましては、御承知のよう
に、自衛隊が出る場合におきましては、この点に
ついては八十二条で申しておりますが、まず急迫
不正な攻撃があつてどうしても私どもの自衛隊が
出なければならぬかどうかという判断をして、
他の方法はないのかというふうなことを歯どめと
して持つておるわけでございます。私どもとし
ては、現在の平時の体制の中において
は、あくまでも第一義的には海上保安庁の任務遂
行に積極的に協力したいというふうな姿勢
でおるわけでございます。決してこの機会に自
衛隊が法の八十二条の改正等をして海上の警備に
当たる、そういうような考え方はおらないとい
うことを、現時点においてはそういう考えでおら
ないということを、ここではっきり申し上げてお
きたいと思っております。

○岩間正男君 今度の領海十二海里の設定は、こ
れは本当に沿岸あるいは沖合の漁業関係者はも
う三年も前から望んでいることですね。だから、
この法案の一日も早い成立というものがこれは望
まれ、そして昨年は一応政府は決定してござい

らこれが延び延びになった。それはいま質問した
ほかの国との関係あるいは国連における関係、そ
ういうようなもの、さらに具体的には非核三原則
の制約等日米安保条約上の要請から、核搭載艦の
自由通航を認めるために五つの海峡の三海里凍結
を政府は一方で決めた。その一方で、それを決め
た政府が、三海里外の特別海域、これは公海であ
りますけれども、この特別海域というものを決め
ておいて、そこで何か有事の場合には自衛行動を
とるといふ新しい決定をこれは出しているわけ
ですね。

なぜ、こんな手の込んだやり方を一体やるの
か。初めから本当に五海峡にこれは十二海里を設
定してそこに非核三原則を適用したらいではない
か、こういうふうには国民は考えています。現に
私は、現地のそういう漁民たちに会って聞きまし
た。皆それを望んでいるんですね。それをわざわ
ざ三海里で凍結して核搭載艦や原子力船を自由に
通航させ、安全が脅かされれば自衛隊を出動させ
る、こういうような国会答弁をやっているんです
が、これが本当にいま国民の要望している、それ
から平和への要望、そういうものにもこれはかな
うことになるんでしょいか。この点、非常に私は
欺瞞的なやり方だというふうに思う。この点を指
摘せざるを得ない。どうですか、この点は。

○国務大臣(鳩山威一郎君) たびたび申し上げて
いることとさせていただきます。今回特定海峡五
海峡を三海里に凍結いたしましたのは、もう海洋
法会議の結論が出るまで、いわゆる国際海峡の通
航のあり方、これが決着を見ておりませんので、
それまでの暫定期間、日本といましては、一
般の領海通航より自由な制度を設けるべしとい
う主張をいたしておりますので凍結をした趣旨
でございます。日米安保体制とはかわり合
いのないことと御理解を賜りたいと思うわけでござ
います。

○田淵哲也君 まず、防衛庁長官にお伺いをした
いと思います。
領海の十二海里化さらには二百海里の漁業専管

水域の設定によりまして、わが国の主権の及ぶ範
囲並びに経済権益の及ぶ範囲が拡大されますけれ
ども、これらの水域の警備並びに防衛について基
本的にどう考え、どう対処しようとしておられる
か、まずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(三原朝雄君) お答え申し上げます
が、新海洋体制の時代を迎えるわけでございます
が、それに対しまして防衛庁といたしましては、
現行法の体制で対処していくという方針を貫いて
まいりたい、そういうこととおるわけでございます
す。

○田淵哲也君 これは、わが国の防衛上きわめて
大きな状況の変化だと思ふんですね。こういう問
題について、当然国防会議にかけられるべきこと
だと思ふますけれども、防衛庁長官並びに国防会
議事務局長の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(三原朝雄君) 先ほど申しましたよう
に、現行法体系のもとに対処していくという方針
でおるわけでございます。いま直ちに国防会議
の問題としてこれを取り上げようというところまで
は現在のところいっておりません。

○政府委員(久保卓也君) 二百海里問題は、当面
漁業の問題であつて、すぐに国の安全そのものに
かわつてきてないという認識に立っているものに
ますから、さしあたっては国防会議に事務的に上
げるといふ準備はしてございせんが、別の観点で
安全保障全般にかかわりがあるのではないかと
いうふうに議長がもしそういうふうにお考えになれ
ば、当然国防会議が開かれるであろうと思ひます
が、いまのところ何らの御指示は得ておりませ
ん。

でおるわけでございます。

○田淵哲也君　　ということは、領海の拡大等に伴って、いままでの計画に対して若干やっぱり変更すべきところがある、あるいは装備の点についてもそういうものについて対応すべき点がある、そういうことですか。

○国務大臣(三原朝雄君)　特に新海洋時代が早期に到来したからということではございません。ただし、領海が十二海里になり、対潜機能を強化いたしましたり、そうした点についてはやはりこれだからということではなくて、できるだけ早期に内容を整備をしなければならぬということでおるわけでございます。

○田淵哲也君　私は、当然やっぱり領海の拡大によって何にも変わらないということはないわけで、やはり領海を潜水艦が侵犯したり、そういうことに對する対応策というものは考えなきゃならない。領海を広げただけで何にも防衛上変化がないんだということはやっぱりおかしいと思うんですね。領海はやはり国土と同じように主権が及ぶ範囲ですから、守るべき範囲が広がっておるわけです。としますと、やはり装備の面でも若干増強するとか何とかということとは、当然考えなければならぬと思うんです。そうして、そうだとすると、私は当然これは国防会議でまず検討すべきことではないか、このように思いますけれども、いかがですか。

○国務大臣(三原朝雄君)　国防会議と直接これを関連させてということではなくて、先ほど先生から御指摘がございましたように、広くわが国の安全保障という立場で、こうした新海洋時代になり、しかも南北の海域においていろいろ問題が予想されるというようなことを踏まえて、国防会議というものを考える時期ではないかという御指摘がございましたので、そうした点で、新しいそういう御意見を承ったことについて私どもも意見具申をいたしたいということを先ほど申し上げたわけでございますが、特に私どもの防衛体制については、すでに国防会議で防衛計画大綱を御決定願っ

ておるわけでございますし、その中身の整備について私どもは強化していかなければならぬという立場に立つわけでございますので、これ自体をすぐ国防会議にかけねばならぬということは考えておらないのでございます。

○田淵哲也君　私は、領海を十二海里に拡大する、あるいは二百海里の漁業水域を設定する、これは当然必要なことだと思うんです。必要なことですけれども、それを拡大するためにやはり何かの負担が国民にかかってくる、これも避けられないと思うんですね。もうすでに海上保安庁は、その装備その他体制を増強しなければならぬという状態でしよう。それにどれだけ金がかかるか、まるつきりそんなことには触れずにおいて、領海拡大だ、二百海里水域だと言っているのはおかしいわけで、領海の拡大に当たって、これはやっぱり防衛計画について若干の変更というものは出てくる。アメリカにおいても二百海里の経済水域を守ろうとすれば、やはり百数十億円の追加の予算が必要なんということを言っているわけなんです。私は、日本の場合も当然そういう経費というものがかこれに付随するものだと思うんですね。

それで、こういうことは肝心の領海の拡大とか二百海里の水域のときには何にも論議せずに伏せておいて、それで後で必要だからというので自衛隊がどんどん増強されるとか、海上保安庁にはこれだけ費用がかかって増強しなきゃならないとか、後でそんな論議をするのは本当はおかしいわけ、二百海里の必要性のためにこれだけはやっぱり防衛力も増強しなきゃならぬ、それから漁業水域の設定をするならば海上保安庁の能力をこれだけふやさぬといふことも、あわせて国民に訴えなければならぬんじゃないかと思うんです。そういう点で、私は、防衛庁としてもあるいは国防会議としても、そういう詳細な状況変化による、どれだけのものが必要かという計画とかプランというものをやはり委員会に提出すべきではないかと思うんですけれども、この点はいかがですか。

○国務大臣(三原朝雄君)　先ほどから何回もお答えをいたしておりますように、防衛計画大綱の中身をできるだけ早く整備をいたしたいという考え方はかねてから持っておるわけでございます。特にまた、こうした新海洋時代でございますから、特にそうした点の整備を速やかにいたしたいということは考えておりますけれども、なおまた、いま言われましたように、広く安全保障という立場から、国防会議の論議をそうした背景を踏まえてやることはどうかという新しい御提案でございます。その点につきましては、私から議の必要ということは、いままさぐ開かれる必要性については考えておりませんけれども、いま新しい全体の安全保障という立場でこうした問題をとりあえて、国防会議をひとつ開いて国民に訴えるということはどうだという新しい御提案でございます。その点につきましては、私自身も総理にも御進言をいたしたいというところは先ほど申し上げたとおりでございます。

○田淵哲也君　私は、先ほど申し上げましたように、やはり領海法の審議とか二百海里の審議のときは、もうできるだけそういう問題は逃げて触れないようにして、全く自衛隊は出ませんとか、自衛隊の装備を増強する必要はありませんとか言っているのに対して、それで後になってから対潜能力の強化のためにこれだけ費用を要するとか何とか言ってくるんじゃないか。私は、これからの国防海峽の問題に当たって、やっぱりいまままでの対応と違うものが出てくると思うんですね。そういうものがあるならば、やっぱり早くそういうものを国民に示してもらって、私は政策というものは選択の問題だと思っております。漁業水域の設定にしても、日本が外国の漁船に対して十分な警備体制がとれなければ設定しても何にもならない。それならその警備体制をとるためにどれだけ金がかかるか、それだけ金がかかるなら無理に設定しなくてもいいということになるかも知れない。選択の問題ですから、両方を出して論議しなきゃ私はいかぬと思うんです。

だから、そういう意味で、いままでの政府の答弁というのは非常にあいまいなこととしておると思うんですね。私は、必要なものは国民に訴えて求めればいい。そういうものを隠しておいて、後追いついてやられるのは困ると思うんですね。この点について防衛庁長官の見解を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(三原朝雄君)　何度も同じようなことを答弁をいたすようでございますが、私ども防衛計画大綱の整備を可及的速やかに整備いたしたいということは考えておるわけでございます。特にまた、こうした新海洋時代に処してできるだけ、何をわれわれができるのか。特に海上保安庁に對しての積極的な協力なり、安心して漁業の方々が操業できるという立場で、現在法体系の中で自衛隊として何をやるかというようなことを考えてまいりますれば、やはり現在私どもが持つております防衛計画大綱を一つ一つを整備し、早く速やかに整備するというのが私どもは必要であると考えておるわけでございます。そしてまた、なお重ねて言うようでございますが、全体のそうした現時点における海洋問題なり漁業問題の背景というものがございしますので、そういう問題を安全保障という立場でとらえて今回国防会議というようなものをするというところはどうかという点につきましては、私は先生のそうした発言については特に総理に對しても意見具申をいたしたいという考え方でおるものでございまして、その点は間違いないでございます。

○桑原君　鈴木農林大臣、まず伺っておきたいんですが、きょう遊説先で拝見した報道によると、日ソの漁業条約廃棄に伴ってそれにかかわる何らかの新しい取り決めがもしできない場合は、当然のこと、来年以降の北洋漁業は絶望的になる。当然ですね。ところが、あなたの談話として、ある新聞が一面のすみの方で扱っていた談話によると、あなたは来春までには新しい枠組みができるだろ

うという、私にしてみると大変意外な談話を述べていらつしやる。そういうことを実際お述べになつたのかどうか。私は樂觀に過ぎるという印象を持つから聞くんだが、もしそうであるとするれば、どんな根拠に基づいてそのような談話をお述べになつたのか、どうぞ。

○國務大臣(鈴木善幸君) アメリカもカナダも、その国の起源によるところのサケ・マス、この二百海里の漁業専管水域の外の海域におけるところの規制の問題、これは日米漁業条約を締結いたしました後ではっきりとこの問題は別途日米の間で協議をしないと、こういうことになつておるわけでございます。私は、対ソ連との関係におきましても、日本起源のサケ・マスもございまして、ソ連起源のサケ・マスの問題もございまして、ソ連の二百海里専管水域の外におけるサケ・マスにつきましてはこれは両国間で協議すべき課題であると、私はそのように考えております。当然これは勝手にするわけにまいりません。やはり資源の保存という観点からそうあるべきだと、またそういう立場で両国の間で話をつけると、つけたら、こう考えています。

○秦豊君 それは確かに担当大臣として当然の御所見でしょうけれども、ソ連側は、あなたは起源とおっしゃつたけれども、例の母川国主義と言うのでしょいか、その母川国主義を盾にとつて、北洋漁業は荒れに荒れておると、今後ともそうだと、こういう強弁をしてはばからない。こういう母川国主義に對抗する有力な反証というか論拠、対抗手段というか、これは一体何なんだと、押し返してあなたの言うような何らかの取り決めに持つていけるのかどうか、非常に厳しいと思うんだが、どうでしょう。

○國務大臣(鈴木善幸君) ソ連側におきましても、二百海里の内と外という取り扱いにつきましては、これまでの数次の接触また会談におきまして、これははっきりいたしておるところでございます。私は、この二百海里の外の公海上のサケ・マス問題は、アメリカ起源のサケ・マスも、わ

が国起源のサケ・マスも、またソ連起源のサケ・マスも、混獲をされる海域が多いわけでございます。したがって、これは関係国でもって協議をする。これは国際的にも私は十分論拠を持つて主張できることだと、こう思います。

○秦豊君 確かに、科学的な調査、これを踏まえてソビエト、日本、アメリカあるいはカナダという協議を積み重ねるのが妥当だと思ふ。ところが、ソビエトの外交の常道は、最近クレムリンのタカ派の台頭によつて、やはり明らかな路線変更が感じられる。後ほど大臣に聞いてみたいと思ふが、いまや押せ押せムードなんです。河野・ブルガーニン密約まで持ち出して何らかの枠組みは可能だと、そうしたいとおっしゃつた。相手の壁の厚さは、鈴木さん特に苦労されて、ベトンのように厚いと感じられたらと思うんだが、そういう意味で来春のまた枠組みというものは一国民として樂觀がでないのではなからうかと思ふから伺つたんだが、やっぱりそれを突き破る一つのくさびは科学的な調査であると、こういうことですか。重ねて。

○國務大臣(鈴木善幸君) 一つは、いま申し上げたような日米加起源のサケ・マスがこの海域では混獲をされるということでございますから、関係国で資源調査の上に立つてこれは合理的に保存規制の措置がとらるべきである。これは私は国際的な常識であり、正しい議論であると、このように考えております。

○秦豊君 外務大臣、最近のソビエト側のねらいは、明らかに二島で凍結、あと打ち切り、これです。四島じゃない。われわれの国民合意は四島一括である。モスクワは違う。だからこそ、河野・ブルガーニン密約というのは、ソビエトの国会図書館的な公的マル秘資料保存のところにちやんとファイイルされていて、河野一郎・ブルガーニンの密約というものが基準で、ロールバックの一つの大きな論拠になつておると私は思ふんです。が、外務大臣はどういうふうに見ていらつしやる

のか、伺つておきます。

○國務大臣(鳩山威一郎君) ソビエト側が、未解決の問題はないのだというようなことをたびたび主張を出しておるのは御承知のとおりでございます。ソ連の考えておられますことは、歯舞、色丹で解決してはならないかと、こういうような主張が強くあるのではなからうかと想像はされますけれども、わが国といたしましては、何とかこの四島、ぜひともこの四島の問題として解決を図りたいと考えておるところでございます。

○秦豊君 日ソ双方とも非常にアローアンスというか、いろいろあるわけですよ、時代によつて。ソビエトは明らかにかつては日ソ平和条約によつて歯舞、色丹の二島、これは一段階です。二段階は、日米安保体制、安保条約の廃棄によつて国後、択捉という二段ロケット方式というのをクレムリンの首脳部が持っていた時期もある。いまは変わつてきた。十億ドルのペンタゴンぐらいではとてもとても納得しない。シベリア開発もパーティーにはならない、バーゲニングにならない、こういう時代にまで来ていると思う。非常に厳しいと思う。そこで、外務大臣のお立場があるから、特にいまだデリケートな時期だから、日本語を選ばれるのは御自由である、当然であるが、もう二島で押さえ込みが基本路線であるという認識を私は持つておるんです。ソ連の路線が明らかに変わったと、こう思つておるんだが、鳩山外務大臣はどんな認識なんですか。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 先ほど野田先生からも御指摘がありました昨年のミグ事件という事件も、これは日本にとつて大変不慮の事件であつたわけでございますが、それが日ソ関係を考えた場合に何らかの影響が残つておるといふような気もしないわけではないわけでございますが、これらの点は日本といたしましては、やはり日ソ関係の改善を通じて、何とか日本の立場をわかつてもらいたい、そういう方向で努力をしたいというところでございまして、いかに

○秦豊君 したたかなソ連外交に対して、いかに

も温室的な日本外交という印象は私否めませんが、そんなもんじゃなくて、もう非常に厳しい冬の時代が五年、十年続くというぐらいの割り切り方に対応された方が、遺漏がないのではないかとさと思ひます。

ちよつと次の論点に移りますが、三原防衛庁長官、基本的に言えますことは、確かに二百海里時代というのは、日本という主権国家の主権の拡大というか、権利の拡大の主張ではあると。しかし、一方では、非常に厳しい行政が負うべき義務という側面もあることは、恐らく同意されたいと思ひます。一例を挙げれば海難救助ですね。あるいはいわゆる皆さんの好きな用語で言えば、秩序の維持ということが行政の義務だと思ふ。で、先日来あなた方は自衛隊法八十二条の改定の要はないとおっしゃつておる。私もそれはそうだと思います。しかし、たとえば昭和三十三年の十二月二十六日に防衛事務次官と海上保安庁長官との間で締結をされておる海上における警備行動又は治安行動に関する協定というのがあります。これはかなり全面的な手直しを要するんじゃないかと思ひます。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えをいたします。この点につきましては、八十二条の行動でございます。いま少し、特にこの内容について改定をするという考え方を持つておりません。現在の運用で可能ではないかという考え方についておるわけでございます。

○秦豊君 ならば伺いますけれども、海上保安庁との協定も一言一句変える必要はないだろうと、自衛隊法もそうだろうと、八十二条ね。ところが、あの八十二条は、確認をしておきたいが、「特別の必要がある場合には、」あなたは「総理大臣の承認を得て、」云々でしょう。ところが二百海里時代でしょう。特別じゃなくて、それが日常になるんじゃないやせんか。それでも改正しなくてもいいとおっしゃるんですか。

○國務大臣(三原朝雄君) 私は、八十二条のような状態というのは、日常常に起こる問題ではない

と思っておるのをごさいます。したがって、いま八十二条自身を日常茶飯事として起こる問題だと受けとめておりませんので、私自身といたしましては、その協定を改定する考え方を持っておりません。

○桑田君 そうすると、自衛隊のおる護衛艦隊の一部あるいはどこかの航空隊の一部を、常時任務として二百海里時代の海洋の警備、海難救助に充てるというふうな検討は全くしてない、というわけですか。

○国務大臣(三原朝雄君) 先ほども、今回の新海洋時代に対して漁区というのは、ある限定した地域に重点を指向して海上保安庁あたりは任務をやらされるだろうと思うのをごさいます。したがって、いまのお尋ねの点は法改正まで持つていかねばできないことをごさいます。現在私どもとしては、現行法体系の中で対処できるものだと、それに対して努力をいたしたいという姿勢なり方針でこの問題と取り組んでおるわけをごさいます。

○桑田君 こういうことじゃないんですか。せんじ詰めて言いますと、重点海域というのは当然ありますよ。そう警戒されなくてもいいと思いませんか。私は、日米共同防衛とか、海域分担とか、シーレーンというのを厳しきで、こういう二百海里時代の自衛隊のあり方、これはナショナルな問題です。まさにナショナル・インテレストです。こういう問題については、おのずから視点の見方が違うという前提でお聞きください。それでいいと思うんです。

だから何うなだけども、じゃ重点地域というのはもうすでにあなたの方のスタッフで重点指向しなければ、アメリカ海軍でさえ自分の二百海里をとめてあましているんだから、いわんや日本の自衛隊、海上保安庁わかります。それは、わかりますけれども、じゃあ、海上保安庁とあなたの方で重点海域を指定して、総花はいけないから、どうしても重点指向する。する場合に、いまの現有的な装備、配置、部隊の編成でどの程度のことか可能であるか、不可能か、この程度の策定はもうされたんでしよう。重点地域とはどこかを含めてお答え願いたい。

○政府委員(伊藤圭一君) 海上自衛隊は御承知のように、調査のための監視業務というのを行っております。したがって、本年度の予算からこの監視業務を強化するための燃料その他が増加されております。したがって、従来以上に監視業務というのを実施できるような体制が整いつつございます。しかしながら、御承知のように、自衛隊が行います監視業務というのは、やはり軍事情報に関する監視でございます。しかしながら、先ほども御質問にお答えいたしましたように、海上自衛隊そのものは公海上で訓練をやっておりますので、いろいろな特異な状況を見出したような場合には、直ちに海上保安庁に報告するということが可能だろうと思っております。

また、重点配備というのは、これは主としてやはり海上保安庁の警備艇を北の方あるいは南の方に重点配備したような場合に、中部日本におきましては、いままで海上保安庁が行ってまいりましたような海難救助の問題、航空救難の問題等については、災害派遣の面で大幅に協力ができるのではないかと、このような判断をいたしておるわけでございます。

○桑田君 コーストガードというのはありますよね、いろんな国々に。海上自衛隊が直接出づる対外刺激があると、ならば、海上保安庁では、失礼だが、やや心もとない面が多いという場合に、たとえばコーストガードというふうな新たな編成は、ある時期には早晩行政上の課題になるんですか。まるっきり検討に値しないんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは海上保安庁からお答えするのと同じだと思いますが、海上保安庁がまさにコーストガードの構想に基づいてできているわけでございます。で、世界の国々の中で二十カ国以上がやはりコーストガードという機関を持つておりまして、平時の海上におきまします取り締まりというのは、このコーストガードが行っている

わけでございます。先ほど先生は、アメリカの海軍とコーストガードをあわせてこれに対処しているような御発言がございましたけれども、アメリカではコーストガードがこの任務を負っているというふうな承知いたしております。

○桑田君 人の質問はよく聞いてもらいたいです。で、そんなこと一度も言っていないよ、防衛局長。しかと聞いてもらいたい。確かに海上保安庁はコーストガードたるべく創設をされ大きくなったんだが、YS11とかヘリコプターの時代じゃないんです。コーストガードの実質的な機能を充足できない、あれでは、すでに、じゃ増強三年プランがある、せいぜい船がちょっと大きくなる、飛行機がふえる、しかしおおよそこの程度である。これは海上保安庁長官も御存じじゃないかと思うが、きょうはお呼びはしてなかったのか。

そこで、具体的に伺いたいたんだが、あなたの方では対潜能力の向上という、これこそ日米防衛分担路線に従って福田・カーター会談でもちろつくというぐらいに追いつめられている。あなたの方も使命感を持ってやろうとされている。一国民の常識から見ると、YS11ではかなわない、人工衛星は日本の財政規模からして非現実である、アメリカの話だとすると、この二百海里時代の海域警備の場合に、海難救助の場合に、いまあなたの方が岩国に配備している第三航空隊の新型のPS1、中国でさえ欲しがるようなすぐれた造波抵抗能力を持つたあの飛行艇が現実に配備されている。あるいは海難救助専門では、いつか委員会の視察で見させていただいたが、US1が七一航空隊として配備されている。

ああいうものこそ海上保安庁は、あなたの言うように、気楽におしやつたけれども、確かにコーストガードたれんとしたが、現状はこうでしょう。ああいうものを、ソビエトの原子力潜水艦を追っかけ回して、データブックボックスに蓄積することに狂奔をしないで、もっと二百海里時代の海上自衛隊、航空自衛隊とおっしゃるなら

ば、そういういまある、拡大はばくち認めないけれども、いまあるものを活用する。つまり、あなたの方の言う災害救助みたいなものであつて、常時そういうものが必要であれば、いまある兵器を兵器というのか、装備を使つてはどうなのか、あるいは自衛艦隊の中の護衛艦隊の一部をその任務に張りつけてはどうなのか、あるいはPS1やUS1をそれこそ漁民の保護というまさにナショナルの問題に充当してはいかぬのか、こういうふうなことにしては全く検討をされてないのか。あるいは、そういうことは非常に困りますと、誤解を招きますというので検討にも値しないのか、その点どうですか。

○国務大臣(三原朝雄君) 率直にお答えいたしますが、常時そういう新任務につくというごさいます。法改正につながつてまいらるわけでございます。現況でございますし、任務を保持体制下における海上保安庁の力がそこに及ばないというふうな事態というふうなものが現出いたしますれば、私どもも現在持つております自衛隊の現体制の中でもできるだけの協力はいたさねばならぬ。そこで、そういういろいろな面を想定しながら、何ができるかという点について現行法体系下において検討をしておることは、さしておるわけでございます。そういう事態でございます。

○桑田君 やつぱり、そんなに緊要という日本語は妥当しないかもしれないが、やはり海上保安庁と場合によつては運輸省、それから農林省、それから防衛庁、内閣官房あたりが協議をして、警備関係会議などという名前でも何でもいいから、やはりいまの装備で、配置で海上保安庁として、はとどこまで可能か、三カ年増強プランが満たされればどこまで、現員はここまです、そうすると海上自衛隊のいまの配置と装備からして何が可能か、両者がタイアップすればどこまで可能か、こういうものはやはり国会を通じて国民の皆さんにぜひとも早く具体的に、余り逃げないでこういう

問題については明らかにすべきだと思ふが、その御用意はなさるんですね、つまり。

○政府委員(伊藤圭一君) この問題につきましても、関係閣僚会議が開かれるというようなお話もございまして、関係各省と御相談したことがございします。その際に、事務的な検討したいたしましては、現在一応海上保安庁が持っている力でもってこの二百海里時代に対処してまいらる。で、たとえば、その情報面の提供というような面では自衛隊の協力をかりたいというようなことでございまして、したがって、いろいろな状況によりましてそれを確認するというようなことになりまして、私どもは対潜哨戒機あるいは飛行艇あるいはRFファントムという偵察機を持っておりまして、したがって、現場の状況を直ちにキャッチし、写真に撮り、証拠として海上保安庁の取り締まりに御協力できるといふふうに考えておるわけでございます。

○桑田君 わかりました、伊藤さん。じゃやっぱり、PSIであるがUSIであるが、すでにそういう検討の対象に入っているということですね。そう理解していいわけですね。

それでは、残り少なくなりましたので一つだけ伺いますけれども、先ほど同僚議員も質問したようにですが、政府側の論拠がいかにあいまいかという点についてちょっと一言突いておきたいんだが、あなた方は非核三原則をたな上げ、三海里現状どおりと、こう言っているんだが、その大きなねらいは言うまでもなくマラッカですね。ところが、U.K.Cという概念が、いま新たにシンガポールとかマレーシアとかインドネシアには出てきていることは御存じですね。アンダー・キール・クリアランスと、つまり余裕船底水深の乏しい船舶は断る、これが沿岸国の動向であり、海洋法も大勢であるし、そうとすれば、そういうあてにもできないものを期待する、そういうことを非核三原則見送りの大きな口実にしちゃ、パートナーにしていけないと私は思うんです。その問題は把握していらつしやいまいしょうね、当然U.K.Cの動向など

は。どうなんですか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) マラッカ海峡の沿岸三カ国の外相会議が行われまして、そしてそこでそのマラッカ海峡の、あそこは非常に水深が浅いものでございまして、安全航行、公害の予防、このような観点から会合が持たれ、そして一定の結論が出ておるわけでございます。この問題につきましては、わが国といたしましてもマラッカ海峡を利用する、一番大きく利用しているわが国でございまして、その安全航行並びに公害、これらには大変関心を持っておりましてございします。そこで問題は、わが国は非常にタンカーの通航が多いわけでございますけれども、そういうタンカーだけはひとつ困るとか、とにかく一度大きな事故もやっておりますし、そのようなことを受けることを一番わが国としては心配しておったわけでございますけれども、U.K.C、アンダー・キール・クリアランスというようにタンカーだけをねらい撃ちということではなしに、一般の共通原則という形で安全航行の方式が出されたというところにつきまして、わが国としては、これが国際的に正当な手続を踏まれた場合にはこれは尊重いたしたいと、こう考えております。マラッカ海峡でも沿岸国がいろいろな制限をするのではないかと、こうおっしゃる御指摘だと思つてございしますけれども、その沿岸国が特定の、わが国としてはタンカー、こういったものをねらい撃ちにされることは、非常に困るわけでございます。

○桑田君 最後に伺いますが、この軍艦ですね、あるいは原潜の通航という問題は、これはすぐれた戦略・戦術の問題なんです、特にアメリカ、ソビエトの。その米ソの世界戦略あるいは海洋戦略には目を背けておいて、日本政府としては非核三原則は依然として堅持いたしておりますと、何ら従来の立場を変えるものではありませんというふうなどかな答弁を繰り返しているということ、は、私によればとんだ裸の王様なんです。ナンセンス。こういうときには、ナンセンスという言葉は妙に実感を持って思ひ浮かべられるんだが、

【参議院】

第一ロジカルでないナンセンスだ。非常に非現実。裸の王様です、あなた方の論理というのは。非常に奇妙だということを申し上げねばならぬ。亡き佐藤さんがノーベル平和賞を受けた一番大きな論拠は、例の四十三年以来の非核三原則です。あれは国策に準ずる最高政策のはずです。あなた方が今度領海の問題によってそのことに背を向ける、答弁は答弁だが背を向けているという実態になるんです。そういう厳しい政策転換をあえてしているという認識が果たしておありなのかどうか、最後に何って質問を終わりたいと思ふ。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 非核三原則にお触れになりましたが、米ソが世界戦略といたしまして海峡通過につきまして特別な関心を持つておるといふことも、これは紛れもない事実で、秦先生もよく御承知のことと思ひますから、私どもそれを否定しようとは思ひません。しかし、現在私どもがいわゆる国際海峡につきまして特別な措置をとりましたのは、これは何回も申し上げて恐縮でございますが、海洋法会議の結論がまだ出ない、結論が出ればその結論に沿った措置をとりたいのでございしますけれども、現在まだそれが出ていないので、いままでの日本として海洋国家としての主張、こういったものがあるものでございしますから、このような措置をとった次第でございします。

非核三原則自体につきましては、これはもう本当に憲法に次ぐような国是である、こういうことで世界各国に主張しておるわけでございますから、この非核三原則自体はわが国の権限の及ぶ限りにおきましてこれは厳守したい、こういう態度で率直にそのように御理解を賜りたいのでございします。

○桑田君 終わります。

○委員長(橋直治君) 以上で予定の質疑は全部終了いたしました。

本連合審査会はこのにて終了することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認めます。よって、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。
午後五時四十二分散会

昭和五十一年五月十九日印刷

昭和五十一年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局